

社 会 福 祉 法 人 敬 仁 会 定 款

昭和33年	6月	6日	認可	平成14年	6月	26日	變更
昭和33年 ¹	2月	24日	變更	平成15年	6月	4日	變更
昭和47年	9月	4日	變更	平成17年	3月	10日	變更
昭和51年	5月	21日	變更	平成17年	3月	29日	變更
昭和53年	5月	24日	變更	平成17年	7月	8日	變更
昭和54年	6月	29日	變更	平成18年	5月	24日	變更
昭和56年	3月	4日	變更	平成19年	1月	18日	變更
昭和56年	4月	22日	變更	平成19年 ¹	10月	3日	變更
昭和57年	4月	15日	變更	平成20年	9月	22日	變更
昭和57年	5月	21日	變更	平成21年	7月	6日	變更
昭和58年	3月	29日	變更	平成22年	1月	14日	變更
昭和60年	8月	27日	變更	平成22年 ¹	10月	25日	變更
昭和61年	3月	18日	變更	平成23年	2月	3日	變更
昭和61年	9月	19日	變更	平成23年	2月	26日	變更
昭和62年	3月	25日	變更	平成23年	7月	21日	變更
昭和62年	5月	1日	變更	平成23年 ¹	1月	4日	變更
昭和63年 ¹	1月	30日	變更	平成24年	4月	13日	變更
平成元年	3月	31日	變更	平成24年	5月	23日	變更
平成2年	5月	17日	變更	平成25年	7月	29日	變更
平成2年	6月	28日	變更	平成25年 ¹	10月	7日	變更
平成2年 ¹	2月	12日	變更	平成26年	8月	6日	變更
平成3年	1月	24日	變更	平成27年	1月	23日	變更
平成3年	5月	9日	變更	平成27年	2月	28日	變更
平成4年	3月	17日	變更	平成27年 ¹	10月	5日	變更
平成5年	8月	19日	變更	平成28年	3月	22日	變更
平成6年	7月	6日	變更	平成28年	3月	25日	變更
平成7年	2月	24日	變更	平成28年	7月	25日	變更
平成7年	6月	19日	變更	平成29年	3月	1日	變更
平成7年	7月	28日	變更	平成29年	4月	1日	變更
平成8年	5月	20日	變更	平成29年	8月	28日	變更
平成9年	1月	23日	變更	平成30年	1月	31日	變更
平成9年	7月	1日	變更	平成30年	6月	14日	變更
平成9年 ¹	1月	17日	變更	平成30年 ¹	2月	14日	變更
平成10年	3月	19日	變更	令和元年	7月	11日	變更
平成10年	5月	27日	變更	令和元年	9月	6日	變更
平成10年	7月	23日	變更				
平成11年	1月	8日	變更				
平成11年	4月	12日	變更				
平成11年	8月	13日	變更				
平成12年	1月	31日	變更				
平成12年	5月	11日	變更				
平成13年	6月	5日	變更				
平成13年	8月	1日	變更				
平成13年 ¹	2月	26日	變更				
平成14年	4月	25日	變更				

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- 1 障害者支援施設の経営
- 2 救護施設の経営
- 3 特別養護老人ホームの経営
- 4 軽費老人ホームの経営
- 5 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- 1 障害福祉サービス事業の経営
- 2 老人短期入所事業の経営
- 3 老人保健施設の経営
- 4 老人デイサービス事業の経営
- 5 認知症対応型老人共同生活介護事業の経営
- 6 保育所の経営
- 7 老人ホームヘルプサービス事業の経営
- 8 一時預かり事業の経営
- 9 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- 10 特定相談支援事業の経営
- 11 移動支援事業の経営
- 12 病児保育事業の経営
- 13 保育所の受託経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 敬仁会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を鳥取県倉吉市山根55番地に置く。

第二章 評 議 員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員十名以上十六名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、この法人の職員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分之一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、三月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、期日の五日前までに、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第一四条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で決める。

2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 吸収合併契約の承認、新設合併契約の承認
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第二項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、前項の議事録に記名押印する。

第 四 章 役 員 及 び 会 計 監 査 人 並 び に 職 員

(役員及び会計監査人の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 九名以上十五名以内
- (2) 監事 二名以上三名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 この法人に会計監査人を置く。

- 4 理事のうち一名を会長とすることができる。
- 5 理事のうち一名を会長代行とすることができる。
- 6 理事のうち二名以内を副理事長とすることができる。
- 7 理事のうち一名を専務理事とすることができる。
- 8 理事のうち若干名を常務理事とすることができる。

(役員及び会計監査人の選任)

第一七条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長は、理事会の同意を得て就任する。
- 4 会長代行は、理事会の同意を得て就任する。
- 5 副理事長は、理事会の承認を得て理事長が指名する。
- 6 専務理事は、理事会の承認を得て理事長が指名する。
- 7 常務理事は、理事会の承認を得て理事長が指名する。

(役員資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、各理事についてその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三名を超えて含まれてはならず、また理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、福祉政策及び法人経営に関する助言を理事長に行うものとする。
- 4 会長代行は、福祉事業及び法人運営に関する助言を理事長に行うものとする。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し法人経営に関する提案を行うものとする。
- 6 専務理事は、理事長を補佐し理事長の命を受けてこの法人の専務を処理する。
- 7 常務理事は、理事長を補佐し理事長の命を受けてこの法人の常務を処理する。
- 8 理事長は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第二一条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二二条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二三条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二四条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二五条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第二六条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第

四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第二十七条 理事（理事長又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第五章 理事会

(構成)

第二十八条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十九条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第三〇条 理事会は、理事長が期日の三日前までに招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三十一条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三十二条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 鳥取県倉吉市山根字大平55番地39所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺
2階建 敬仁会館建物 (2,496.00平方メートル)
- (2) 鳥取県倉吉市山根字大平55番地39所在の鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺
2階建 敬仁会館附属建物(作業場) (1,054.06平方メートル)
- (3) 鳥取県倉吉市山根字大平55番地39所在の鉄骨造ビニール板葺2階建
敬仁会館附属建物(洗濯場) (120.00平方メートル)
- (4) 鳥取県倉吉市山根字大平55番地26所在の鉄骨造スレート葺2階建
あしたば建物 (420.87平方メートル)
- (5) 鳥取県倉吉市山根字大平55番地3、55番地231、55番地72、55番地233、55番地237、
55番地193、55番地12、倉吉市山根字宮谷34番地、35番地3、36番地13、37番地1
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
ル・ソラリオン専有部分 1棟 (6,028.84平方メートル)
- (6) 鳥取県倉吉市山根字大平55番地3、55番地231、55番地72、55番地233、55番地237、
55番地193、55番地12、倉吉市山根字宮谷34番地、35番地3、36番地13、37番地1
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
ル・サンテリオン専有部分 1棟 (2,733.94平方メートル)
- (7) 鳥取県倉吉市山根字大平55番地3、55番地231、55番地72、55番地233、55番地237、
55番地193、55番地12、倉吉市山根字宮谷34番地、35番地3、36番地13、37番地1
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
ル・サンテリオン専有部分 1棟 (1,641.66平方メートル)
- (8) 鳥取県倉吉市山根字大平55番地3、55番地231、55番地72、55番地233、55番地237、
55番地193、55番地12、倉吉市山根字宮谷34番地、35番地3、36番地13、37番地1
所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
ル・サンテリオン専有部分 1棟 (1,432.04平方メートル)
- (9) 鳥取県倉吉市山根字イツナシ425番地3所在の鉄骨造スレート葺平家建
ババール園建物 (864.08平方メートル)
- (10) 鳥取県西伯郡大山町西坪字大塚原520番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根
4階建 ル・ソラリオン名和建物 (4,950.37平方メートル)
- (11) 鳥取県西伯郡大山町西坪字大塚原520番地1所在の鉄骨造スレート葺平家建
ル・ソラリオン名和附属建物(車庫) (100.00平方メートル)
- (12) 鳥取県西伯郡大山町西坪字大塚原520番地1所在の木造スレート葺平家建
ル・ソラリオン名和附属建物(乾燥場) (90.00平方メートル)
- (13) 鳥取県西伯郡大山町西坪字大塚原520番地1所在のコンクリートブロック造
陸屋根平家建 ル・ソラリオン名和附属建物(機械室) (40.00平方メートル)
- (14) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字野花字野花川443番地1所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根3階建 ル・サンテリオン東郷建物 (4,306.02平方メートル)
- (15) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田字川尻1835番地1所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根4階建 ゆりはま大平園建物 (3,909.36平方メートル)
- (16) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田字川尻1835番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建
ゆりはま大平園附属建物(作業所) (586.89平方メートル)
- (17) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田字川尻1835番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建
ゆりはま大平園附属建物(体育館) (882.92平方メートル)
- (18) 鳥取県倉吉市上井町1丁目2番地1所在の鉄骨造陸屋根5階建
マグノリア建物 (3,878.63平方メートル)
- (19) 鳥取県米子市二本木字浜開ノ二1690番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
よなご大平園建物 (3,476.42平方メートル)
- (20) 鳥取県米子市二本木字浜開ノ二1690番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
よなご大平園附属建物(機械室) (30.00平方メートル)

- (21) 鳥取県倉吉市福庭町2丁目145番地所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
シルバー倉吉建物 (1,499.55平方メートル)
- (22) 鳥取県米子市二本木字浜開ノ二1690番地所在の鉄骨造陸屋根3階建
よなご大平園建物 (1,267.37平方メートル)
- (23) 東京都葛飾区青戸4丁目2265番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
ル・ソラリオン葛飾建物 (9,275.71平方メートル)
- (24) 東京都足立区西新井3丁目14番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
ル・ソラリオン西新井建物 (7,994.11平方メートル)
- (25) 東京都足立区西新井3丁目14番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
ル・ソラリオン西新井建物(物置) (24.78平方メートル)
- (26) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字野花字野花川440番地2所在の鉄骨造かわらぶき2階建
ガーデンハウス野花建物
(862.71平方メートルうち288.47平方メートル(1階 288.47平方メートル))
- (27) 鳥取県倉吉市上井字山田19番地1所在の鉄骨造スレートぶき2階建
はあとハウス上井1建物 (236.24平方メートル)
- (28) 鳥取県倉吉市上井字山田19番地1所在の鉄骨造スレートぶき2階建
はあとハウス上井2建物 (236.24平方メートル)
- (29) 鳥取県倉吉市上井字山田19番地1所在の鉄骨造スレートぶき2階建
はあとハウス上井3建物 (236.24平方メートル)
- (30) 鳥取県倉吉市上井字山田19番地1所在の鉄骨造スレートぶき2階建
はあとハウス上井4建物 (236.24平方メートル)
- (31) 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万字内畑屋敷670番地3所在の木造スレートぶき平屋建
はあとハウス琴浦1建物 (124.21平方メートル)
- (32) 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万字内畑屋敷670番地3所在の木造スレートぶき平屋建
はあとハウス琴浦2建物 (124.21平方メートル)
- (33) 鳥取県倉吉市山根字上大日537番地3所在の木造スレートぶき平家建
はあとハウス山根1建物 (131.01平方メートル)
- (34) 鳥取県倉吉市山根字上大日537番地3所在の木造スレートぶき平家建
はあとハウス山根2建物 (134.93平方メートル)
- (35) 東京都足立区東綾瀬3丁目9番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
ル・ソラリオン綾瀬 あやせババール園建物 (8,804.92平方メートル)
- (36) 東京都足立区東綾瀬3丁目9番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
ル・ソラリオン綾瀬 あやせババール園付属建物(倉庫) (66.06平方メートル)
- (37) 東京都足立区東綾瀬3丁目9番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
ル・ソラリオン綾瀬 あやせババール園付属建物(集塵庫) (44.35平方メートル)
- (38) 東京都足立区東綾瀬3丁目9番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
ル・ソラリオン綾瀬 あやせババール園付属建物(倉庫) (19.84平方メートル)
- (39) 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万字内畑屋敷670番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき
平家建 ワークサポート琴浦建物 (384.57平方メートル)
- (40) 鳥取県米子市淀江町佐陀字汐除外畑1015番地14所在の木造アルミニウム板ぶき
平家建 グループホームやまと建物 (587.48平方メートル)
- (41) 鳥取県倉吉市西倉吉町字西倉吉17番地4所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
グループホームかりん建物 (586.55平方メートル)
- (42) 鳥取県倉吉市上井字山田19番地1所在の鉄骨造かわらぶき2階建
はあとハウス上井5建物 (337.91平方メートル)
- (43) 鳥取県倉吉市山根字大平55番39所在の敬仁会館敷地 (8,026.66平方メートル)
- (44) 鳥取県倉吉市山根字大平55番26所在のあしたば敷地 (361.55平方メートル)
- (45) 鳥取県倉吉市山根字大平55番3所在のル・ソラリオン敷地 (4,762.73平方メートル)

- (46) 鳥取県倉吉市山根字大平55番231所在のル・ソラリオン敷地 (599.56平方メートル)
- (47) 鳥取県倉吉市山根字宮谷35番3所在のル・ソラリオン敷地 (40.98平方メートル)
- (48) 鳥取県倉吉市山根字宮谷36番13所在のル・ソラリオン敷地 (39.93平方メートル)
- (49) 鳥取県倉吉市山根字宮谷34番所在のル・ソラリオン敷地 (1,010.50平方メートル)
- (50) 鳥取県倉吉市山根字宮谷37番1所在のル・ソラリオン敷地 (77.04平方メートル)
- (51) 鳥取県倉吉市山根字大平55番72所在のル・サンテリオン敷地 (782.82平方メートル)
- (52) 鳥取県倉吉市山根字大平55番233所在のル・サンテリオン敷地 (2,946.27平方メートル)
- (53) 鳥取県倉吉市山根字大平55番237所在のル・サンテリオン敷地 (97.60平方メートル)
- (54) 鳥取県倉吉市山根字大平55番193所在のル・サンテリオン敷地 (2,048.92平方メートル)
- (55) 鳥取県倉吉市山根字大平55番12所在のル・サンテリオン敷地 (2,303.23平方メートル)
- (56) 鳥取県倉吉市山根字イツナシ425番3所在のババール園敷地 (999.00平方メートル)
- (57) 鳥取県倉吉市山根字イツナシ422番8所在のババール園敷地 (578.13平方メートル)
- (58) 鳥取県西伯郡大山町西坪字大塚原515番2所在のル・ソラリオン名和敷地
(11平方メートル)
- (59) 鳥取県西伯郡大山町西坪字大塚原520番1所在のル・ソラリオン名和敷地
(7,123.21平方メートル)
- (60) 鳥取県西伯郡大山町西坪字大塚原524番4所在のル・ソラリオン名和敷地
(10.00平方メートル)
- (61) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字野花字野花川439番1所在のル・サンテリオン東郷敷地
(124平方メートル)
- (62) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字野花字野花川440番2所在のル・サンテリオン東郷敷地
(754平方メートル)
- (63) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字野花字野花川441番3所在のル・サンテリオン東郷敷地
(1,260平方メートル)
- (64) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字野花字野花川443番1所在のル・サンテリオン東郷敷地
(3,128.48平方メートル)
- (65) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田字川尻1835番1所在のゆりはま大平園敷地
(8,854.00平方メートル)
- (66) 鳥取県倉吉市上井町1丁目2番1所在のマグノリア敷地 (2,145.23平方メートル)
- (67) 鳥取県米子市二本木字浜開ノ二1690番所在のよなご大平園敷地
(6,834.00平方メートル)
- (68) 鳥取県倉吉市福庭町2丁目145番所在のシルバー倉吉敷地 (4,257.19平方メートル)
- (69) 東京都葛飾区青戸4丁目2265番所在のル・ソラリオン葛飾敷地
(4,788.55平方メートル)
- (70) 鳥取県倉吉市上井字山田19番1所在のはあとハウス上井敷地
(2,618.09平方メートル)
- (71) 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万字内畑屋敷670番3所在のはあとハウス琴浦敷地
(2,017.67平方メートル)
- (72) 鳥取県倉吉市山根字上大日537番3所在のはあとハウス山根敷地
(718.41平方メートル)
- (73) 東京都足立区東綾瀬3丁目9番1所在のル・ソラリオン綾瀬 あやせババール園敷地
(6,929.60平方メートル)
- (74) 東京都足立区西新井3丁目14番2所在のル・ソラリオン西新井敷地
(5,817.62平方メートル)
- (75) 鳥取県米子市淀江町佐陀字汐除外畑1015番14所在のグループホームやまと敷地
(1,487.60平方メートル)
- (76) 鳥取県倉吉市西倉吉町字西倉吉17番4所在のグループホームかりん敷地

(1, 514. 86平方メートル)

(77) 藤井政雄・佐代福祉基金 定期預金 100万円

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第四一条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鳥取県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を鳥取県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく鳥取県知事に届け出るものとする。

(資産の管理)

第三五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三六条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三七条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第六号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第一号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供す

るとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三八条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三九条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四〇条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議委員会の承認を得なければならない。

第 七 章 公 益 を 目 的 と す る 事 業

(種 別)

第四一条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 奨学資金貸付事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 地域包括支援センターの受託経営
- (4) サービス付き高齢者向け住宅事業
- (5) 訪問リハビリテーション事業
- (6) 事業所内保育所

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 八 章 解 散

(解 散)

第四二条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四三条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四四条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法 その他

(公告の方法)

第四五条 この法人の公告は、社会福祉法人 敬仁会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四六条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行なうものとする。

理 事 長	土 谷 栄 一
理 事	米 原 穰
理 事	木 南 貞 治
理 事	宇 田 洋
理 事	入 沢 輝
監 事	森 本 定 七
監 事	藤 井 佐 代

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。